

～知って役立つ～

町からの お知らせ

女性の人権ホットライン

女性をめぐる様々な人権問題の解決を図ることを目的として、11月13日から19日を「女性の人権ホットライン強化週間」とし、相談時間を延長するなどの取り組みを実施しています。

▼相談受付時間※強化週間中

平日：午前8時30分～午後7時
土日：午前10時～午後5時

▼電話番号

0570(070)810

※IP電話不可

▼お問い合わせ先

鹿児島地方法務局 人権擁護課

☎099(219)2170

11月15日はいい遺言の日 預けて安心 自筆証書遺言書保管制度

ご自身で書いた遺言書を法務局で保管する制度があります。大切に

な遺言書の紛失や改ざんを防止できますので、ご自身の財産を大切に方に確実に託す方法の一つとして、ぜひ本制度の利用をご検討ください。

▼利用手数料 3,900円

※事前予約必須

詳細については、法務省ホームページ又はお近くの法務局にお問い合わせください。



遺言書ほかんガルー

▼お問い合わせ先

鹿児島地方法務局鹿屋支局

☎0994(43)6790

巡回無料法律相談の お知らせ

鹿児島県弁護士会主催の無料法律相談会が実施されます。

予約制ですが、定数に満たない場合は、当日受付も可能です。

▼日時

11月22日(金)
午後1時～4時

▼場所

肝付町役場第2会議室

▼お問い合わせ先

鹿児島県弁護士会

☎099(226)3765

年末調整説明会 (定額減税関係)開催

令和6年分の年末調整事務は、定額減税等により、例年に比べ事

務が煩雑となることが予想されますので、鹿屋税務署にて説明会を開催します。定員に限りがありますので、参加希望をされる方は、鹿屋税務署までご連絡ください。

▼日時

11月26日(火)

○午前の部 午前10時～12時
○午後の部 午後2時～4時

▼場所

鹿屋税務署(鹿屋市西原4丁目5-1)

▼定員

各50名

▼お問い合わせ先

鹿屋税務署 法人課税部門

☎0994(42)3129

みんなの健康相談日

心の健康について心配のある人に精神科医師が相談に応じます。本人だけでなく、家族の同席や家族だけでの相談も可能です。お気軽にご相談ください。

▼相談内容

気分落ち込み・不眠・ひきこもり・人間関係・認知症・依存症など

▼日時

12月3日(火)
午後2時～4時

▼会場

鹿屋保健所 2階

▼会場

地域保健福祉課 相談室

▼申込締切

11月26日(火)までに電話にてお申込み※先着3名まで

▼相談料

無料

▼お問い合わせ及び申込先

大隅地域振興局地域保健福祉課

☎0994(52)2124

特設人権相談所 開設

人権は人間が幸福な人生を送る上で最も大切な権利です。日常生活のなかでの様々な悩みや心配ごとについて、お気軽にご相談ください。

▼相談内容

家庭内・近隣間のトラブルや相続・金銭問題での悩みごと等

▼開設日等

12月4日(水)

場所 内之浦総合支所

▼開設日等

12月5日(木)

場所 町コミュニティセンター

▼時間 午前10時～午後3時

※電話相談は平日の午前8時30分～午後5時15分まで可能です。

▼お問い合わせ先

鹿児島地方法務局鹿屋支局

☎0994(43)6790

鹿児島県の最低賃金

鹿児島県	時間額	効力発生日
最低賃金	953円	令和6年 10月5日

鹿児島県内のすべての労働者及び
使用者に適用されます

この最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

また、特定の産業の労働者と使用者に適用される特定(産業別)最低賃金は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室
鹿屋労働基準監督署

☎099(223)8278
☎0994(43)3385

家庭で行える水漏れチェック



水漏れチェック法

- ①家庭内にある蛇口を全て閉めます。
- ②水を使わない状態でメーターのパイロットが回転していれば水漏れの可能性があります。



※パイロット
銀色の歯車のようなもの

みなさまの財産である給水管等は、老朽化等でどここの家庭でも漏水が起こり得る可能性があります。漏水を放置すると水道料金にも影響を及ぼします。日ごろから漏水していないか確認をすることをおすすめします。

水漏れ箇所が確認できる場合

肝付町管工事組合の漏水修繕当番業者または指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。なお、修理代金はお客様の負担となります。

漏水修繕当番表及び指定事業者一覧は、[漏水修繕当番表 指定事業者一覧](#) 肝付町ホームページに掲載してあります。

【お問い合わせ】水道課 電話 0994(65)8415



建築をする際の手続きが改正されます！

令和7年4月1日以降に建築に**着工**する場合…

- ① 県内どこでも**階数2以上**又は**延べ面積200㎡超**(※1)の建築をする場合、**建築物の申請手続き**(※2)が必要となります。

※1：都市計画区域外の木造の場合でも必要となります。

都市計画区域内は従来どおり、原則、規模に関わらず手続きが必要となります。

※2：建築基準法に基づく建築確認申請手続き



- ② 原則**全ての新築建築物**(増改築の場合は増改築部分のみ)を**省エネ基準へ適合**させる必要があります。

省エネ基準へ適合させるためには…？

断熱材の施工／断熱性の高い窓／高効率の設備機器等が必要です。

詳細については、県の地域振興局又は建築場所の市町村へお問い合わせください。

【大隅地域振興局】0994(52)2188 【肝付町役場建設課】0994(65)8424

都市計画区域外

- 新富の一部
- 前田の一部
- 後田の一部
- 波見の一部
- 野崎の一部
- 北方
- 南方
- 岸良

維持補修管理等作業員募集

主な業務

肝付町内（高山地区）の道路等の草払いや道路施設の維持補修作業等

資格要件

- ・普通自動車免許保持者
 - ・草刈機の安全衛生教育講習修了者※
 - ・チェーンソー特別教育講習修了者※
 - ・体力に自信のある方
- (※採用後の受講可。自己負担)

【お問い合わせ先】肝付町役場 建設課 ☎ 0994(65)8424

勤務場所 高山地区
勤務時間 8時30分～16時30分
(週5日)
報酬 日額7,630円
期末手当、勤勉手当有
雇用保険、通勤手当等有り



申請書等はホームページを
ご覧頂くか、担当課まで
お問い合わせください。